

厚生労働省 老健局  
老人保健課 課長 眞鍋馨 様

2018年10月24日  
一般社団法人全国介護事業者連盟

理事長 野口哲英



## 『介護人材の処遇改善』に関する意見書

2018年9月5日に開催されました第161回社会保障審議会介護給付費分科会において「介護人材の処遇改善について」と題した資料が提出されました。持続可能な社会保障制度・介護保険制度の確立において最大の課題となる介護人材の不足に対する対策として「介護人材の処遇改善」は最も重要な政策の1つであることは衆目の知るところであります。介護サービス種別、法人種別の垣根を超えた全国的な横断組織となる当協会からも現場視点に基づき、既存の処遇改善加算制度及び、今般議論されている「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士に対する月額平均8万円相当の処遇改善」に対して、下記の通り意見書として取りまとめ致しました。

### ◆当協会の処遇改善に対する基本認識及び課題認識

人口減少社会の中で、高齢者・要介護者が増加し続け、労働人口が減少し続ける環境下で、持続可能な介護保険制度を維持し続けるためには、イノベーティブな発想での改革が必要であり、目下その最大の課題は介護人材の不足にあると考えております。

介護人材確保においては、介護人材の処遇改善のみでの課題解決には限界を感じており、多様な人材の確保、生産性の向上を伴う効率的な運営が必要であると考えておりますが、同時に最大課題の1つは処遇改善にあるとの認識であります。

最大課題の1つである介護人材の処遇改善においては、処遇改善加算制度を中心とした公的制度が整えられており、大変有効な手立てとして多くの介護事業所において活用されております。しかしながら、現行の処遇改善加算制度においては、現場の事業所よりいくつかの問題点、懸念点の声があがっております。その問題指摘・懸念点の主たる項目をとりまとめ下記に列記致します。

◎介護事業所は多職種連携、チームケアが基本となっており、介護職種のみへの公的な処遇改善制度に不公平感を感じ、事業所のチームビルディングに弊害となっている側面がある。

◎小規模事業所において顕著であるが、介護職の上長たる職位の者、例えば管理者、生活相談員、介護支援専門員、サービス提供責任者等に専従している職員との給与差が極端に小さくなるケースや、逆転現象も生じており、その対策として事業者の持ち出しで他職種への処遇改善対策を実行することで経営の圧迫に繋がっているような事例も存在する。

◎全産業平均と比較しても所得水準の低い介護職種に限定した加算制度の考え方には賛同しているものの、本来、職員に対する人事戦略、給与規定は事業者の裁量に委ねることが原則であることから、現行制度とのバランスを考慮し、一定の事業者の裁量を広げていく観点が求められているとの認識あります。

更には、今般議論されている「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士に対する月額平均8万円相当の待遇改善」に対しても現場の事業所よりいくつかの問題点、懸念点の声があがつており、その問題指摘・懸念点の主たる項目もとりまとめ下記に列記致します。

◎介護福祉士資格を有した勤続10年以上の職員の数は、極めて限定的であり、介護人材の不足への効果は限定的となるのではないかとの懸念がある。

◎介護福祉士資格を有して勤続10年以上の職員の多くは、介護職としての勤務よりも、職位、職種を変え、管理者、生活相談員、介護支援専門員、サービス提供責任者等として従事している者が多く、支給対象者は更に限定的となるのではないかとの懸念がある。

◎介護福祉士資格を有して勤続10年以上の職員であり介護職として継続勤務している者と、上記の職位、職種で従事している者では、意欲と能力に差が生じている可能性があり、意欲高く、能力に秀でた人材への待遇改善対策が遅れてしまう懸念がある。

#### ◆待遇改善加算制度及び「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士に対する月額平均8万円相当の待遇改善」に対する意見提言

上述した課題認識及び懸念点を踏まえ、下記の通り意見提言致します。

- 待遇改善加算の対象職種の拡大を検討頂きたい。
- 勤続年数10年以上の介護福祉士のみへの改善にとどまらず経験年数の浅い介護福祉士への待遇改善策も併せて検討頂きたい。
- 上記の待遇改善策の検討に際しては、事業所の事務作業量が膨大にならないよう、従来の待遇改善加算における資料と重複される項目は書類提出を不要にするなど、書類削減への配慮を願いたい。
- 待遇改善加算の活用方法について、現状よりも事業者の裁量の幅を広げることのできる制度、加算金額を純粋な所得のみにとどまらず、例えば研修や福利厚生などの、職場環境改善費用にも一定割合活用できるような制度を検討頂きたい。

以上